

## 特定非営利活動法人健康づくりフォーラム 会員規約

### 【第1条 総則】

1. この法人は、特定非営利活動法人健康づくりフォーラムという。
2. この法人の目的は、特定非営利活動法人健康づくりフォーラム定款（以下「定款」という）で定める事項とする。

### 【第2条 会員】

1. ここに定める会員は、特定非営利活動法人健康づくりフォーラム（以下「本法人」という）の活動目的に賛同して入会し、実施する活動に参加する個人（準会員）のこととする。
2. ここに定める会員は定款で定める正会員及び特定非営利活動促進法上の社員には該当しない。

### 【第3条 入会資格】

入会を希望する者は、本法人の目的、会員規約を理解したものとする。

### 【第4条 入会手続き】

入会希望者は、所定の申込書を、別に定める年会費を添えて、法人事務局に提出して入会するものとする。

会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。
- (2) 入会した翌年度以降は、本法人の一事業年度とする。

### 【第5条 会費】

1. 会員は、活動プログラムによっては保険料や月会費などの納入をしなければならない。
2. 月会費は、活動しようとする月の前月末までに納入するものとする。
3. 月会費はその月の利用がなかったとしても、毎月納入しなければならない。但し所定の届けがされた場合この限りではない。

### 【第6条 会員資格】

1. 次の事項に該当する会員がいた場合には、資格を喪失することがある。
  - (1) 定款、本規約に違反した場合
  - (2) 本法人の名誉を傷つけた場合や秩序を乱した場合
  - (3) 会費を3ヶ月以上納入しない場合
2. 会員は、会員資格を第三者に譲渡若しくは使用させることはできない。

### 【第7条 休会及び退会】

1. 次の事項に該当する会員は休会及び退会とする。
  - (1) 活動する教室に参加継続が不可能な時
  - (2) 休会及び退会届が法人事務局に提出された場合
  - (3) 会員資格を喪失した場合
2. 会員が休会しようとする時は、休会をする月の前月末までに、所定の休会届けを法人事務局に提出するものとする。
3. 休会期間の月会費の納入は必要ないが、すでに納入済の月会費の返却はできないものとする。
4. 会員が退会しようとする時は、退会をする月の末日までに、所定の退会届けを法人事務局に提出するものとする。

- (1) 退会しようとする時点において、すでに納入済の月会費は返却しない。
- (2) 退会しようとする時点において、未納の月会費等がある場合、その精算をもって退会を認めるものとする。

#### 【第8条 管理責任】

1. 活動中、またはその前後に発生した怪我、事故については、加入する保険の範囲内において適応する。その場合、速やかに医療機関等を受診するとともに、できるだけ速やかに法人事務局に通知するものとする。
2. 活動中の盗難等に対する対策は基本的に自己の責任において行うものとする。また、傷害、盗難などの事故が起きた場合、本法人及び指導者に対して、一切の損害を請求しないものとする。
3. 使用施設、設備等を破損させ施設管理者に損害を与えた場合は、使用者の責任において弁償等の復旧の措置をとるものとするが、適正な範囲の使用において生じた損害については、使用者は直ちに法人事務局と連絡を取り、その度協議し、対策を取るものとする。

#### 【第9条 個人情報】

会員の個人情報を本人許可無く第三者に開示することはない。ただし、サービスの種類によっては第三者に開示する場合がある。例えば、活動中に怪我をした場合の保険金請求などがこれに当たる。

#### 【第10条 変更事項】

1. 会員は、住所または連絡先など、申込書記載事項に変更があった場合は速やかに法人事務局に届け出ることとする。
2. 本法人は、会員向けのサービス（月会費、諸料金、プログラムなど）の変更、会員規約の改正・追加をする場合がある。その際の変更・改正・追加は全会員に効力が及ぶものとする。

#### 【第11条 休業】

1. 本法人はあらかじめ指定する期間を年次休業とするほか、使用する施設の点検等のため臨時に休業することがある。
2. その他、使用する施設の補修、改修、その他の工事、天災等により営業が不可能と判断した場合は休業となるが、休業が月の半数以上にわたる場合を除き、会費、諸料金は返金しない。

#### 【第12条 休業・閉鎖】

1. 本法人は、あらかじめ指定する期間を年次休業とするほか、施設都合による臨時休業がある。
2. 本法人は次の理由により、業務の全部もしくは一部を休業または閉鎖することがある。
  - (1) 天災その他やむを得ない理由により、開業が不可能なとき。
  - (2) 法令の制定、改廃、あるいは行政指導によるとき。
  - (3) 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。
3. 前項 (3)の場合を除き、休業が月の半数以上にわたる場合のほかは、会費、諸料金は返金しない。